

CLAIR REPORT No.264

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

“CLAIR REPORT” の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌“CLAIR REPORT”シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮下さい。

お問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

財団法人自治体国際化協会交流情報部国際情報課

TEL:03-3591-5482 FAX:03-3591-5346

E-Mail:webmaster@clair.or.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています

米国における災害対策—地方政府内外での行政機関の連携—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 264 (July 12, 2005)

財団法人自治体国際化協会
(ニューヨーク事務所)

目 次

はじめに

概要	i
----	-------	---

第 1 章 総論

第1節	災害時における米国地方、州、連邦政府間の関係	1
1	地方政府レベルでの対応	1
2	州政府レベルでの対応	1
3	連邦政府レベルでの対応	1
4	災害に対する地方、州、連邦政府の連携	3
第2節	地方政府内における各機関の連携	3
1	ICS の開発	3
2	ICS における任務分担	4
3	特徴	6

第 2 章 各都市での実例

第1節	ニューヨーク市における災害対策	10
1	概要	10
2	大停電	10
3	同時多発テロ	22
4	気象災害	31
第2節	ワシントン州キング郡における災害対策	33
1	概要	33
2	災害対応調整センター	34
3	キング郡地域災害計画	35
4	情報通信システム	37
5	市民レベルでの災害対策の推進	38

参考資料	42
------	-------	----

はじめに

災害が発生した場合、複数の機関で対処するケースが多く見られる。その際の互いの連携体制について、我が国でも様々な取り組みがなされているが、更に改善、工夫の余地があると考えられる。これは事案の規模を問わず言えることであろう。また伝統的な考えからか、行政側に全ての災害対策の責任があるとする向きも多いように思われる。警察や消防等が万全の災害対策を目指すのは当然のことであるが、現在のように災害に対する一般国民や民間企業の意識が高まる中、そのような熱意を積極的に活用することで、更に良い災害対策が可能になるのではないか。

このような観点から見ると米国の災害対策における特徴が二点挙げられる。

第一に災害に対処する各機関共通のシステムが広く整えられていることであり、組織の枠を超えた災害時の対策、協力が可能となる。またこのシステムは基本的には災害への対応組織がどこかということにも、対象とする災害の規模にも左右されないものを目指している。つまり一人の警察官、一人の消防士で対処する事案と、多くの人間、機関で対処する事案について、その対処要領に基本的な差はない。小さな事案の対処要領をそのまま拡大して大きな事案に対処することができる。このような包括的なシステムが構築されている。

第二に一般市民、あるいは民間企業に対し、普段から十分な災害対策を取ることを求めている。何故ならば災害時に最も助けとなるのは自分自身だからである。またそれを支援するため行政側は多くの方策を準備している。

以上が米国における災害対策の特徴であり基本姿勢でもある。しかしこのような対策を既に実践している組織でさえ、その内容について「新たな改良、問題点は常に存在し、日々検討している」のが現状であり、あるいはこれから始めようとする組織もある。よって何が最高の災害対策であるか、ということを一概に断定することは出来ないが、本レポートで紹介する地方政府レベルでの事例、そこでの問題点、今後検討されるべき対策、あるいは現時点で行われている対策を見ながら、将来の参考としていただくことは出来ると思う。

なお調査に当たっては、ニューヨーク都市政策研究所長青山公三氏、国際センター所長ジョージ・ウィン氏、ワシントン州キング郡危機管理室長エリック・ホールドマン氏など多くの方にご協力や貴重な資料の提供、ご助言をいただいた。ここに改めて厚く御礼申し上げます。次第である。

(財) 自治体国際化協会 ニューヨーク事務所長

概要

第 1 章 総論

第 1 節 災害時における米国地方、州、連邦政府間の関係

アメリカで災害が発生した際、どのように地方、州、連邦、それぞれの政府が協力して対応するかは連邦対応計画(Federal Response Plan: FRP)で定められている。第一次対応機関(Local First Responders: 警察、消防等)を含む地方政府が対応困難と認めた場合、州知事に支援を要請する。州知事はこれに基づき州災害対策本部(State Emergency Operation Center)を設置すると同時に被害の状況を連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA)に報告する。FEMA からの報告、協議に基づき大統領災害宣言が発せられる。この場合大統領により連邦政府代理人として指名された連邦対策調整官(Federal Coordinating Officer)が現地災害事務所(Disaster Field Office: DFO)を設置し現場での様々な活動が開始される。

第 2 節 地方政府内における各機関の連携

地方政府内の様々な機関を含めた災害対策を実施する場合、効率的に運用するための包括的なシステムを築く必要があるが、米国では広く「災害種別による統率機関の指定」「異なる機関間における共通用語の指定」等を内容とする災害指揮システム(Incident Command System: ICS)が採用されている。

第 2 章 各都市での実例

第 1 節 ニューヨーク市における災害対策

2003 年 8 月 14 日、米国東海岸一帯を中心に大停電が発生し約 5,000 万人に影響を及ぼした。これを受けニューヨークのブルームバーグ市長は大停電における問題点、今後取るべき災害対策を調査するための委員会を設置した。この結果「通信システムの不統一」「非常階段、エレベーターの問題」等が報告された。これら大停電や同時多発テロを受け、ニューヨーク市は ICS を基調とするニューヨーク市事件管理システム(Citywide Incident Management System: CIMS)を採用したり、建築基準を強化する等の災害対策を行っている。気象災害については台風時における危険地域情報の公開、夜間シフトによる除雪対策等を行っている。

第 2 節 ワシントン州キング郡における災害対策

キング郡では 1998 年から「キング郡地域災害計画(Regional Disaster Plan for Public and private organization in King County, Washington)」を実施している。本計画には公的機関だけでなく地域内の大企業も参加しているが、このような連携が災害対策では重要となる。本計画に基づき災害時における組織間の協力が行われるが、その前提として自己の組織に対する災害対策の推進、つまり「自助努力」が必要となる。日常、警察と消防の無線は分けられているが、災害時には共有することが出来る。住民自身による災害対策を助長する様々な施策も実施されている。